

(議会事務局の体制整備)  
第28条 議長は、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化を図るものとする。

【解説】  
第28条には、議会事務局の体制整備について定めています。

市議会には、条例の定めるところにより事務局が置かれ、事務局長は議長の命を受け、書記その他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事します。この条では、職員の任命権者である議長が、事務局の調査及び法務機能を充実させることにより、議員の職務に対する事務局の補佐能力を向上させることとされています。

(議会図書室の充実)  
第29条 議会は、議員の調査研究活動を支援するために設置する議会図書室を適正に管理し、運営するとともに、その図書、資料等の充実に努めるものとする。

【解説】  
第29条には、議会図書室の充実について定めています。

地方自治法の規定により、議会には、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し官報、公報及び刊行物を保管しておくこととされています。この条では、議会が、図書、資料等の充実に努めることを定めています。

(予算の確保)  
第30条 議会は、議会の機能を保持し、円滑な議会運営を行うため、予算の確保に努めるものとする。

【解説】  
第30条には、予算の確保について定めています。議会が、その機能を保持して円滑な議会運営により市民の信託に応えるためには、予算が必要です。この

条では、市の財政需要に配慮しながら、必要な議会費予算の確保に努めることとされています。

### 第10章 議員の責務及び見直し手続

(議員の責務)

第31条 議員は、この条例、議会に関する他の条例、規則等を遵守して、市民の信託に応えなければならない。

2 議員は、その任期開始後速やかに、この条例、議会に関する他の条例、規則等について研修を行うものとする。

【解説】  
第31条には、議員の責務について定めています。第1項では、議員に対し、議会基本条例ほか関係例規等の遵守により市民の信託に応えることを義務付けます。また、第2項では、任期開始後の議会基本条例等に関する研修について定めます。

(見直し手続)  
第32条 議会は、この条例の目的が達成されている、かどうかについて検証し2年ごとに、この条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

【解説】  
第32条には、見直し手続について定めています。この議会基本条例に定める目的が達成されているかの検証と見直しその他必要な措置を2年ごとに講ずることとしています。

### 第11章 補則

(具体化の推進)

第33条 議会は、この条例の目的及び理念を具体化するため、議会改革に取り組む、推進しなければならない。

2 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】  
第33条には、具体化の推

進について定めています。議会基本条例は、制定することそのものが目標ではありません。この条では、不断の取組みにより、この条例に定める目的及び理念を具体化することを議会に義務付けます。

附則  
この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第20条第2項の規定は、平成24年5月1日から施行し、同日以後の期間に対応する政務調査費について適用する。

【解説】  
この条例の施行日等を定めています。

